

(2) 男女共同参画の推進

【施策の目的】

県民一人ひとりが、性別にかかわらず個性と能力を発揮でき、共に支え合う地域社会をつくります。

【評価】

<前年度から評価実施年度上期までの成果と課題>

- ・「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合は83.6%であり、全国の状況(64.8%)と比較して高い割合となっており、男女共同参画に対する理解が進んできている。一方、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があるなど、行動においては、まだ性別による偏りがある。
- ・政策・方針決定過程への女性の参画について、県の審議会等における女性の参画率は48.7%であったが、市町村は29.3%と低い実態がある。また、自治会長やPTA会長、事業所の管理職における女性の割合については、徐々に高くなっているものの、依然として低い水準にある。
- ・性暴力被害者支援では、女性だけでなく男性・男児に対応するため、令和7年度から電話相談窓口を開設し、必要に応じて医療的支援、カウンセリング、法律相談などをワンストップで提供できる体制を整備したが、開設から間がないことなどから利用実績がない。
- ・女性の抱える困難が、DVだけでなく性暴力被害、障がい、生活困窮など複雑で多様化しているため、DV被害者の一時的な生活の場として提供しているステップハウスの利用対象者を、DVだけでなく様々な困難によって居住先を必要とする女性へ拡大し、幅広い支援につなげた。

<第2期島根創生計画初年度から評価実施年度上期までの複数年度にわたる成果と課題>

※上記で重複しない成果・課題を記載

この欄は複数年度にわたる成果と課題を記載するため令和9年度から記載

【今後の方向性】

①男女共同参画の意識啓発

固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消し、あらゆる分野での女性参画を進めるため、男女共同参画センター、市町村、男女共同参画サポーターと連携し、ワークショップなど住民の行動変容につながる効果的な地域活動を行う。

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市町村に対して審議会等の女性の参画について働きかけるとともに、市町村が具体的に取り組めるよう支援を行う。

②女性相談の充実とDV被害者等の支援

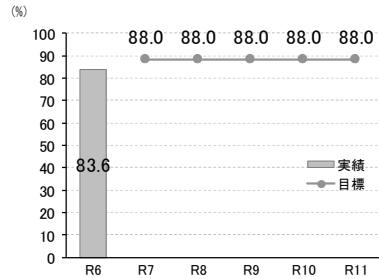
DVに対する正しい理解を深めるため、県民向けの公開講座や啓発活動を継続して行うとともに、中高生等の若年層に対するデートDV予防教育の推進に積極的に取り組み、暴力を生まない意識の定着を図る。

行政の相談窓口につながっていない困難を抱える女性への相談支援や、性別に関わらずDV被害者等が利用しやすい一時保護先の確保のため、民間団体と連携し、アウトリーチによる支援やDV被害者等の状況に応じた一時保護委託先を確保するなど、本人の意向に沿ったきめ細かな支援が行えるよう、相談支援体制の充実を図る。

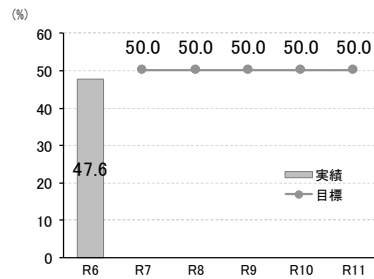
男性・男児の性暴力被害者が安心して相談できるよう、関係機関と連携を図るとともに様々な機会を捉えて窓口を周知していく。

【施策の主なKPIの状況】

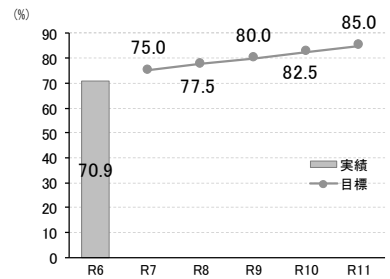
1) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合【当該年度8月時点】



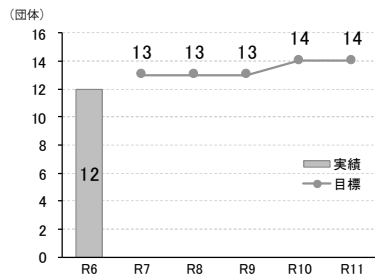
2) 審議会等への女性の参画率【当該年度4月時点】



3) 学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率【当該年度3月時点】



4) 女性相談センターが契約する一時保護委託先団体数【当該年度3月時点】



施策の主なK P I

施策の名称	VI-3-(2) 男女共同参画の推進
-------	--------------------

番号	K P I の名称	上段は目標値、下段は実績値					単位	計上 分類	備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			
1	固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合【当該年度8月時点】	88.0	88.0	88.0	88.0	88.0	%	単年度値	
		83.6							
2	審議会等への女性の参画率【当該年度4月時点】	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	%	単年度値	
		47.6							
3	学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率【当該年度3月時点】	75.0	77.5	80.0	82.5	85.0	%	単年度値	
		70.9							
4	女性相談センターが契約する一時保護委託先団体数【当該年度3月時点】	13.0	13.0	13.0	14.0	14.0	団体	単年度値	
		12.0							
5									

（第2期島根創生計画に掲げる施策の【取組の方向】）

①男女共同参画の意識啓発

県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解を更に深めるため、学校などにおける教育・学習の推進、県民、市町村、関係団体等との連携による広報・啓発を行います。

②女性相談の充実、DV被害者等の支援

日常生活を営む上で困難な問題を抱える女性の相談に広く応じ、支援するとともに、DV等女性に対する暴力の根絶に向けて啓発活動を行います。DV被害者等の安全確保及び自立に向けて、関係機関と連携して支援を行います。

事務事業の一覧

施策の名称		VI-3-(2) 男女共同参画の推進				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	男女共同参画の理解促進事業	県民	男女共同参画社会を正しく認識し、性別による固定的な役割分担意識が解消され、社会のあらゆる分野における男女共同参画が進む。	185,349	249,976	女性活躍推進課
2	女性相談事業	日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性	相談しやすい環境づくりと、支援に関わる機関の連携による包括的な支援体制を充実・強化することで、安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指す。	66,989	75,668	青少年家庭課
3	DV被害者等保護事業	一時保護を必要とするDV被害者等	安全な場所で支援を受けながら、自立を目指す。	33,887	38,952	青少年家庭課

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	女性活躍推進課
-----	---------

事務事業の名称		男女共同参画の理解促進事業			
目的	誰(何)を対象として	県民	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	男女共同参画社会を正しく認識し、性別による固定的な役割分担意識が解消され、社会のあらゆる分野における男女共同参画が進む		うち一般財源 (千円)	185,349
令和7年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学などで若者向けセミナー等の開催や、政治分野における男女共同参画推進のための啓発を実施 地域における男女共同参画を推進する男女共同参画サポーター(以下、サポーター)を養成 普及啓発活動の拠点としている男女共同参画センターの管理運営(指定管理) 県や市町村の政策・方針決定過程における女性の参画を推進するため、審議会等の委員への女性登用促進 男女共同参画の視点からの防災対策について、防災部や男女共同参画センターと連携して推進 				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの気づきを目的として、ホームページの作成や、男女共同参画推進月間における啓発ちらしの配布やSNSを活用した広報等により啓発を行うこととした。 男女共同参画の視点からの防災対策の必要性を広く知ってもらうため、防災部が開催する説明会や研修会の場で説明を行うこととした。 				
1	上位の施策	VI-3-(2) 男女共同参画の推進	3	上位の施策	IV-3-(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり
2	上位の施策	IV-3-(1) あらゆる分野での活躍推進	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合【当該年度8月時点】	目標値			88.0	88.0	88.0	88.0	88.0	%	単年度値
		実績値	73.9	83.6							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	審議会等への女性の参画率【当該年度4月時点】	目標値			50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	%	単年度値
		実績値	47.1	47.6	48.7						
		達成率	-	-	97.4	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 県内の女性の参画率の状況【自治会長】R5:6.3%、R6:6.3%【公民館長】R5:8.3%、R6:8.4%【PTA会長】(小学校)R5:7.4%、R6:12.3%(中学校)R5:15.1%、R6:20.2%(以上、女性活躍推進課調査) 【地方議会議員】(県)R5:13.9%、R6:13.9%(市)R5:12.3%、R6:11.8%(町村)R5:12.3%、R6:12.3%(以上、総務省調査) 【係長以上の役職への登用割合(民間事業所)】R2:18.4%、R5:22.7%(県労務管理実態調査) 審議会における女性の参画率【国】42.0%(R6.9.30現在)【県内市町村】28.6%(R6.4.1現在)(以上、内閣府調査) 島根県男女共同参画サポーター 117名(R7.4.1現在) 									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合は、83.6%(R6県政世論調査)で、全国調査の64.8%(R6男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府調査))と比較しても、高い割合となっている。 地域(自治会長、公民館長、PTA会長等)、事業所の管理職、審議会等の委員において、女性の割合は徐々に高まっており、女性の参画が進みつつある。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア)自治会長やPTA会長の割合は依然として低い水準にあるなど、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス、地域に残る慣習等があらゆる分野での女性参画の妨げとなっている。 イ)県民にとって身近な市町村において、審議会等における女性の参画率が県と比較して低い水準にある。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア)地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス、古くからの慣習や性差に関する偏見等に対し、住民に気づきを与え、認識を見直してもらう機会が不足している。 イ)市町村に対して、審議会等における女性の参画率を上げていく必要性や具体的な取組方法を周知しているが、取組が十分でない。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア)男女共同参画センター、市町村、サポーターと各地域の課題を共有し、アンコンシャス・バイアスに気づくためのワークショップなど、住民の行動変容につながる効果的な地域活動を連携して行う。 イ)地域で住民と接する機会の多い、地域づくりや人づくりに関わる地域のリーダー(集落支援員等)にアンコンシャス・バイアスに気づいてもらうことにより、地域住民の意識・行動の変容を図る。 ア)誰もが安心して避難生活が送れるなど、男女共同参画の視点からの防災対策が進むよう、市町村防災部局へのヒアリングを通して、避難所運営等について取組状況の確認と必要な助言を行う。 イ)市町村の審議会等における女性の参画率を上げていくため、市町村に対して引き続き働きかけるとともに、具体的な取組方法を助言するなどの支援を行う。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

青少年家庭課

事務事業の名称		女性相談事業			
目的	誰(何)を対象として	日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	相談しやすい環境づくりと、支援に関わる機関の連携による包括的な支援体制を充実・強化することで、安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指す		うち一般財源 (千円)	66,989
令和7年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の人権を尊重する県民意識の醸成のため、県民向け講演会や街頭啓発活動等の広報・啓発を実施 ・若年層への暴力の予防教育・普及啓発のため、教職員等を対象に、デートDV等の暴力予防教育の実践者研修を実施 ・関係機関相互の連携強化や支援にかかる地域資源の把握と活用を図るため、支援調整会議(代表者会議、実務者会議、圏域会議)を開催 ・女性相談支援体制の充実に向け、関係機関を含む担当者の専門性向上のために研修や事例検討会などを実施 ・民間団体の行う、きめ細かな支援や知見等を活用し、連携・協働するため、各種相談支援事業や研修などの委託を実施 			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと		<ul style="list-style-type: none"> ・男性・男児においても性暴力の被害があることから、電話相談窓口を開設し、必要に応じて、医療的支援、カウンセリング、法律相談などをワンストップで提供できる体制を整備 			
1	上位の施策	VI-3-(2) 男女共同参画の推進	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率【当該年度3月時点】	目標値			75.0	77.5	80.0	82.5	85.0	%	単年度値
		実績値	79.6	70.9							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談件数 県の相談窓口 3,744件(うちDV530件) ・性暴力被害者支援センターたんぼぼ 電話相談 126件、面接相談 24件、医療等支援件数 4件 ・女性相談担当者の専門性向上のための研修実施回数 2回、参加者 133名(※うち9名は一時保護委託先職員) ・県民向け公開講座参加者数 171名 ※集合、オンライン併用 ・民間団体への相談支援事業、研修及び講演会の委託件数 8件 									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら公的機関の相談窓口足を運ぶ機会が少ない若年女性などへのアウトリーチのため、民間団体との連携・協働により、SNS相談や出張相談、交流会等を委託実施した(個別相談・SNS相談等件数合計 648件、相談交流会実施回数 22回) ・R6年3月に策定した県困難女性支援基本計画の目標である、全市町村における基本計画策定と支援調整会議設置を、実務者会議等において促した結果、設置数等が増加した(計画策定市町村数 R5:0→R6:3、支援調整会議設置市町村数R5:0→R6:4)
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> (ア)DVや生活困窮等の困難を抱えながらも、本人が被害を受けている、厳しい状況にあるなどの認識に乏しい場合がある (イ)困難を抱えながらも支援につながらない女性がいる (ウ)性暴力被害の相談件数が増加傾向であり、若年層ではデートDVや性的被害が問題となっている (エ)女性相談の内容が複雑化、多様化するなかで、住民に身近な相談窓口であり福祉サービスを提供する市町村において連携体制が十分でない場合がある
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> (ア)固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が依然として根深く残っていたり、DVや性的被害等に関する知識が乏しい。 (イ)女性相談は家族や個人の問題として捉えられやすく、自分さえ我慢すればいいと思う方や、相談支援が受けられることを知らない方、行政による支援を望まない方もいる (ウ)若年層への性暴力やDV予防教育、予防啓発が十分ではない。また、性暴力被害者には誰にも相談が出来ずに妊娠に至った方、警察への被害届出をためらう方、LGBTQの方がおられるが、現状では対応が不十分である (エ)困難女性支援法及び改正DV法では、市町村に対しても関係機関連携の場として、支援調整会議の設置が規定されたが、法施行から1年余り経っておらず、体制が整っていない市町村がある
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> (ア)女性の人権・擁護、相談窓口や活用できる施策、DVや性的被害等に関する誤解や偏見が解消されるように広報・啓発を実施する (イ)市町村、民間団体との連携・協働による支援体制の強化や、支援が必要な女性へのアウトリーチの実施、本人の希望に沿った自立支援など、きめ細かい支援のあり方を検討する (ウ)教育委員会や市町村等と連携し、若年層へのデートDV予防教育や教職員等への実践者研修を行い、学校や地域での予防教育推進を図る。また、妊娠への医療的処置や被害届出を躊躇する方への証拠採取の実施、LGBTQの方への対応など支援のあり方等を検討する (エ)市町村担当者を対象に、市町村における支援調整会議設置状況の共有や連携の好事例を発表する機会の設定、またスーパーバイズなど、実務者会議等、研修、巡回相談、訪問など様々な機会を捉えて、市町村における連携体制の構築、横展開を促進していく

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	青少年家庭課
-----	--------

事務事業の名称		DV被害者等保護事業			
目的	誰(何)を対象として	一時保護を必要とするDV被害者等	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	安全な場所で支援を受けながら、自立を目指す		うち一般財源 (千円)	33,887
令和7年度の取組内容		・DV被害者等の安全を確保し、問題解決に向けた必要な支援を行うため、警察や市町村、児童相談所、民間団体との連携を強化し、適時適切な場所で一時保護を実施 ・一時保護したDV被害者の自立に向けた支援のため、当面の経済的支援としての貸付の実施 ・自立する意思があるものの居住先がない女性に対し、一時的な生活場所としての住居(ステップハウス)の提供、生活基盤のある市町村等関係機関との連携 ・直ちに一時保護ができず、かつ適当な避難先がないDV被害者に対する宿泊費助成(ホテル事業)の実施			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと		ステップハウス提供事業は、これまで一時保護を行ったDV等の被害女性を対象としていたが、より幅広い支援につなげるため、令和7年3月に要綱を改正し、一時保護の有無に関わらず生活困窮や離婚などにより居住先を必要とする女性へと対象を拡大した			
1	上位の施策	VI-3-2) 男女共同参画の推進	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	女性相談センターが契約する一時保護委託先団体数【当該年度3月時点】	目標値			13.0	13.0	13.0	14.0	14.0	団体	単年度値
		実績値	12.0	12.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○一時保護人数 R4:11名(うちDV被害者5名)、R5:10名(うちDV被害者8名)、R6:4名(うちDV被害者3名) 同伴児(者)数 R4:10名 R5:6名 R6:7名 平均入所日数 R4:26.5日 R5:29.9日 R6:27.3日 ○ステップハウス利用 R4:2世帯 R5:実績なし R6:実績なし ○ホテル事業実施状況 R4:4件(延べ13泊) R5:1件(延べ1泊) R6:実績なし									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・DV被害者には男女の別がなく、外国人、障がい者、高齢者などの場合もあり、それぞれの多様な状況やニーズに応じて適切な一時保護ができるよう、委託契約先を確保 ・DV被害者等の自立支援に向けて、市町村など関係機関と連携し、公営住宅への入居や母子生活支援施設への入所などを支援
課題分析	① 課題	(ア)一時保護したDV被害者等が抱える課題が複雑化・多様化し、退所後の住居や仕事などの生活基盤を整えるまでに時間を要するケースが増えている (イ)一時保護が必要な場合でも、継続して通勤や通学等による外出や携帯電話の使用が必要となるケースなど、状況やニーズは様々であるが、一時保護所では利用にあたっての制約があるため、保護が難しい場合もある (ウ)DV被害者が児童を伴って保護されるなど、家庭内でDVと児童虐待(面前DV)の2つの暴力が起きている場合があり、女性相談センターのみでは必要な支援を満たすことが難しい
	② 原因	(ア)DV被害者等の自立に向けては地域での支援体制を整えることが重要だが、市町村や関係機関との連携が未だ十分ではない (イ)一時保護所では、DV加害者からの追跡防止や母子の安全確保のため、外出や携帯電話の使用を制限していることから、DV被害者等の様々な状況やニーズに対応することが難しい場合がある (ウ)子どもの面前でのDVは児童虐待にもあたるが、児童相談所や警察など児童虐待対応機関との連携が未だ十分ではない
	③ 方向性	(ア)市町村の相談窓口や関係部署の担当者への研修、巡回相談、個別ケース検討会議等を通じたスーパーバイズを継続的に実施するなど、市町村の相談支援体制の強化と連携促進を図る (イ)DV被害者等の状況やニーズに合わせた一時保護ができるよう、外出や携帯電話の使用が可能な一時保護委託先を開拓するなど、柔軟な対応ができる支援体制について検討する (ウ)児童相談所、警察など児童虐待対応機関との相互研修や意見交換の機会を活用して相談支援業務の相互理解を深め、連携による対応力の強化を図る

